

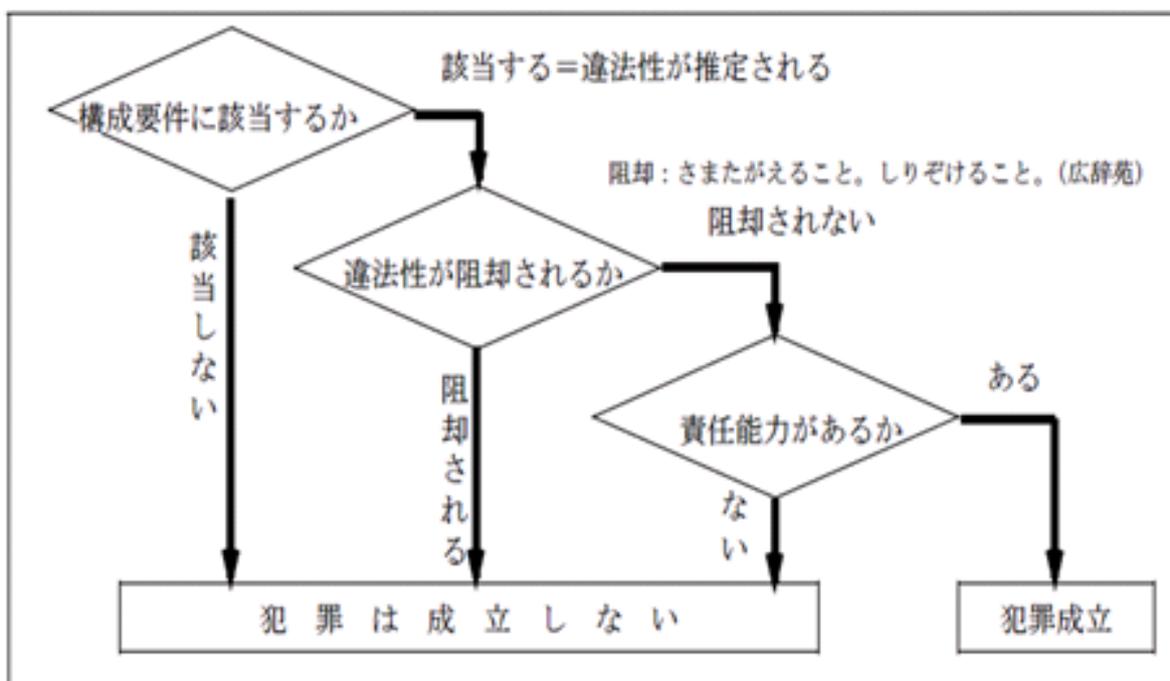
# 1 介護職員等による喀痰吸引等実施のための制度（全体像）

平成 24 年の法改正まで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引・経管栄養のうちの一定の行為を実施することが運用によって認められてきました。

医師法・保助看(保健師助産師看護師)法の規定		
医師法	第17条	医師でなければ医業をしてはならない。
保助看法	第5条	この法律において「看護師」とは厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。
保助看法	第31条	看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。

## 刑法が適用される手順について

※ 学説による差異を捨棄したイメージ図



(在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究会(第1回)議事録より)

「医業」とは、当該行為を行うにあたり、医師の医学的判断及び技術を持ってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為（「医行為」）を、反復継続する意思を持って行うことであると解釈している（平成 16 年「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究会」資料(厚生労働省)）とされています。したがって、たんの吸引や経管栄養などの医行為を業務として教員が行うことは、医師法・保助看法の第 17 条違反の「構成要件」が成立することになります。しかしながら、その行為が法律上正当化されるだけの事情が存在するか否かの判断を実質的に行い、違法性が阻却される「正当行為」の要件を満たし「正当行為」とみなすことができるときには、違法性が阻却されるという考え方(実質的違法性阻却論)があります。特別支援学校における教員によるたんの吸引や経管栄養等の医行為

の実施は、このような違法性阻却論に基づき、違法性が阻却されるとの法解釈による運用がなされてきたのです。

しかし、こうした運用による対応については、そもそも法律において位置づけるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないかと、在宅でもホームヘルパーの業務として位置づけるべきではないか等の課題が指摘されてきました。こうしたことから、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するため、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方等について、検討を行うこととなり、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」が開催され、①介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度のあり方 ②たんの吸引等の適切な実施のために必要な研修のあり方 ③試行的に行う場合の事業のあり方、について検討されました。

検討会中間まとめ(骨子)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に痰の吸引等の行為を実施できることとする。(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)  
 ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為の範囲

○たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)  
 ☆口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする  
 ○経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)  
 ☆胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行う。

介護職員等の範囲

○介護福祉士  
 ☆養成カリキュラムにたんの吸引等の内容を追加  
 ○介護福祉士以外の介護職員等  
 ☆一定の研修を修了した者

教育・研修

○教育・研修を行う期間を特定  
 ○基本研修・実地研修  
 ☆既存の教育・研修歴等を考慮  
 ☆知識・技能の評価を行ったうえで研修修了  
 ○教育・研修の体系には複数の類型を設ける  
 ☆特定の者(ALS等の重度障害者等の介護や施設、特別支援学校など)を対象とする場合  
 ☆たんの吸引のみ、経管栄養のみの場合

実施の要件

○一定の基準を満たす施設、事業所等を特定  
 (※医療機関を除く)  
 <対象となる施設、事業所の例>  
 ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)  
 ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)  
 ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)  
 ・特別支援学校  
 ○医療・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働の確保  
 ○安全確保に関する基準の設定と指導・監督

実施時期等

○介護保険制度等の見直しの次期も踏まえ、平成24年度の実施を目指す。  
 ○現在、一定の条件の下に吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるよう必要な経過措置を設ける

検討会における議論を受け、上記中間とりまとめを経て、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正案が可決成立しました。

介護職員等による痰の吸引等の実施のための制度について(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に痰の吸引等の行為を実施できることとする  
 ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

○たんの吸引等その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの  
 ☆具体的な行為については省令で定める。  
 ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)  
 ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録  
 (全ての要件に適合している場合は登録)  
 ○登録の要件  
 ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保  
 ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置  
 ☆具体的な要件については省令で定める  
 ※登録事業者の指揮監督に必要な届出、報告徴収等の規定整備

介護職員等の範囲

○介護福祉士  
 ☆具体的なカリキュラムは省令で定める  
 ○介護福祉士以外の介護職員等  
 ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定  
 ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)  
 ○登録の要件  
 ☆基本研修、実地研修を行うこと  
 ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事  
 ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合  
 ☆具体的な要件については省令で定める  
 ※登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行  
 (介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)  
 ○現在、一定の条件の下に吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるよう必要な経過措置

前述のようにたんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、従前は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況であったことから、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとなりました。「一定の研修」には不特定多数の者を対象とする第1号、第2号研修と特定の者を対象とする第3号研修があります。また、「介護職員等」の中に、特別支援学校等の教職員も含まれます。

喀痰吸引等研修	不特定多数の者対象	<b>第1号研修</b> 喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修
	喀痰吸引等研修	<b>第2号研修</b> 喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型	基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 (気管カニューレ内吸引及び経鼻経管栄養を除く)
	特定の者対象	<b>第3号研修</b> 特定の者に対する必要な特定行為について行う	基本研修 講義及び演習 9H	+	実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてのみ

こうして、他の医療関係職と同様に、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができることとされました。

文部科学省においてはこの「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正を受け、特別支援学校及び小中学校等において、新制度を効果的に活用し、医療的ケアを必要とする児童生徒等の健康と安全を確保するにあたり留意すべき点等について整理されました(基礎資料 102 ページから「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」参照)。以下に要点を示します。

## 1 特別支援学校における医療的ケアの基本的な考え方

### (1) 看護師等の配置、医療との連携

医療的ケアを必要とする児童生徒等の状態に応じ看護師等の適切な配置を行うとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して特定行為に当たること。

児童生徒等の状態に応じ、必ずしも看護師等が直接特定行為を行う必要がない場合であっても、看護師等による定期的な巡回や医師等といつでも相談できる体制を整備するなど医療安全を確保するための十分な措置を講じること。

### (2) 認定特定行為業務従事者

対象となる児童生徒等の障害の状態や行動の特性を把握し、信頼関係が築かれている必要があることから、特定の児童生徒との関係性が十分ある教員が望ましいこと。

教員以外のものについて、例えば介助員等の介護職員についても、上記のような特定の児童生徒等との関係性が十分認められる場合には、これらのものが担当することも考えられる。

### (3) 体制の整備

教育委員会の総括的な管理体制の下に、

特別支援学校において学校長を中心に組織的な体制を整備すること。

医師等、保護者等との連携協力の下に体制整備を図ること。

## 2 実施体制の整備

### (1) 都道府県等教育委員会における体制整備

- ① 総括的に管理する体制を整備すること。
- ② 総括的な管理体制の構築にあたっては、特定行為が医行為であることを踏まえ、医師等が関与すること。この場合には、これまで設置されてきた医師等、学校医を含む学校関係者、有識者等による医療的ケア運営協議会等の組織を活用すること。
- ③ 都道府県等レベルで医療機関、保健所、消防署等地域の関係機関との連絡体制を構築することが望ましいこと。

### (2) 認定特定行為業務従事者の養成

- ① 認定特定行為業務従事者となる者は、第3号研修の修了を前提とすること。
- ② 認定特定行為業務従事者の認定証の交付を受けた教員等が、他の特定行為を行う場合又は他の児童生徒等を担当する場合には、その都度登録研修機関において実地研修を行うこと。
- ③ 特定行為を休職等で一定期間行なわなかった場合には、認定を受けた特定の児童生徒に引き続き特定行為を行う場合であっても、当該教員等が再度安全に特定行為を実施できるよう、必要に応じて学校現場で実技指導等の実践的な研修を行うこと。

### (3) 研修機会の提供

教員等を認定特定行為業務従事者として養成するに当たっては、都道府県等の教育委員会が登録研修機関となることが考えられる。

対象の児童生徒等が在籍する特別支援学校を実地研修の実施場所として委託し、配置された看護師の中から実地研修の指導に当たる看護師を指名するなど、効率的な研修の在り方を検討する。

特別支援学校において、計画的な受講を可能とする校内の協力体制の確保について留意すること。

### (4) 各特別支援学校における体制整備

#### ① 安全確保

看護師等との連携、特定行為の実施内容等を記載した計画書や報告書、危機管理への対応を含んだ個別マニュアルの作成

特定行為の実施には主治医からの指示書が必要

実施に当たっては学校医や指導医の指導を求めること。

安全委員会の設置、運営等にあたっての学校医又は指導医の指導

#### ② 保護者との関係

保護者からの学校への依頼と当該学校で実施することの同意を書面で提出

連絡帳等により、保護者との間で十分に連絡を取り合うこと。

健康状態に異常を認めた場合、保護者に速やかに連絡し相談すること。

### (5) 特定行為を実施する場所

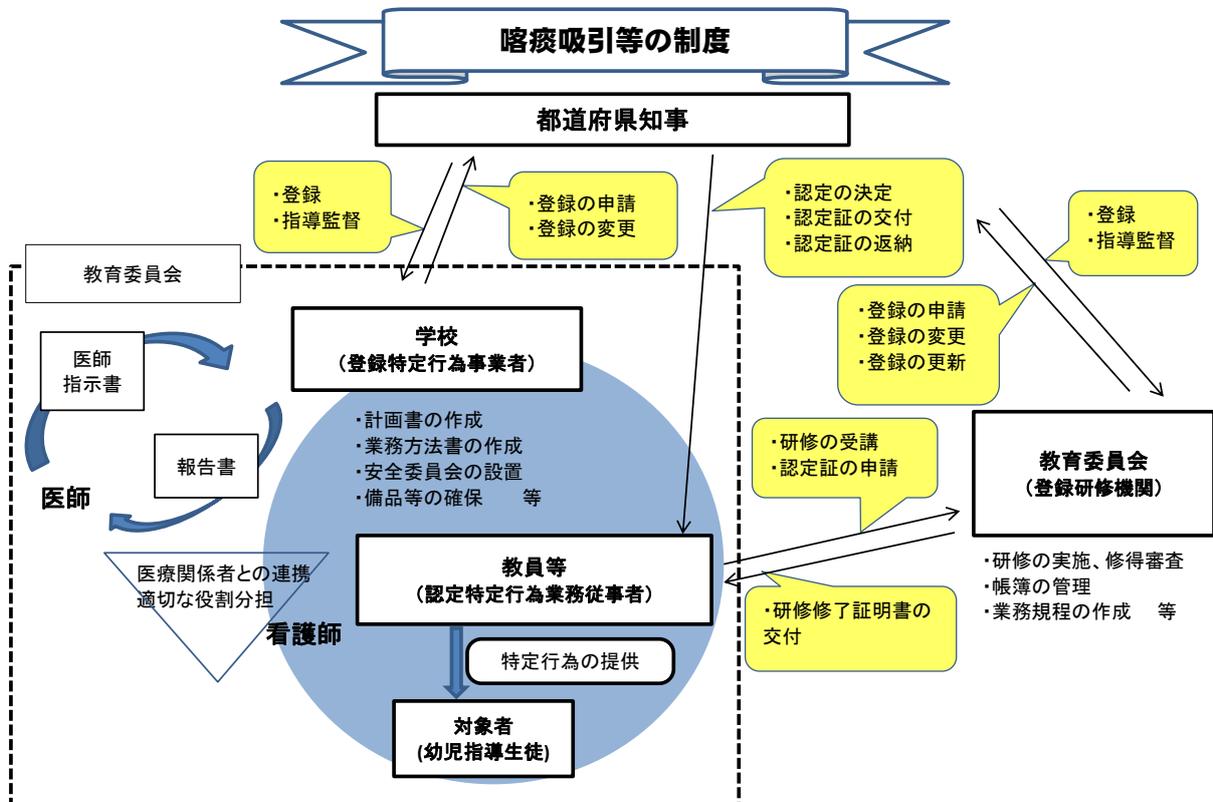
#### ① 始業から終業までの教育課程内における実施を基本

校外学習における実施は看護師等の対応を基本

児童生徒の状態に応じて看護師等以外の者による対応が可能な場合には医療機関との連携協力体制、緊急時の対応を十分に確認

- ② スクールバスの送迎において、乗車中に喀痰吸引が必要になる場合には、日常と異なる場所での対応となり、移動中の対応は危険性が高いことなどから、看護師等による対応が必要であるとともに、看護師等が対応する場合であっても慎重に対応すること。
- (6) 特定行為を実施する上での留意点
- ① 各特定行為の留意点
- 1) 喀痰吸引…口腔内及び鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引
  - 2) 経管栄養…胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと、経鼻チューブの先端位置の確認は看護師等が行うこと。
- ② 実施に係る手順・記録等の整備に関する留意点
- 1) 法令等で定められた手順を経て実施
  - 2) 日々の特定行為の実施に必要な情報を連絡帳等で保護者から情報提供
  - 3) 2) の連絡帳等を登校時に確認すること。
  - 4) 特定行為実施の際に気づいた点を連絡帳等に記録すること。
  - 5) 主治医又は指導医に定期的な報告をするため、特定行為の記録を整備すること。
  - 6) 異常が認められた場合は、個別マニュアルに則して保護者及び主治医等への連絡と必要な応急措置をとること。

京都府においては京都府教育委員会が登録研修機関として登録し、下のイメージ図のような流れで、研修、認定、登録等の諸手続きを進め、医療的ケアを実施しています。



### 登録研修機関とは

- たんの吸引等の研修は、都道府県または「登録研修機関」で実施される。
- 「登録研修機関」となるには都道府県知事に、一定の登録要件(登録基準)を満たしている旨、登録申請を行うことが必要

#### <登録基準(登録研修機関の要件)>

- ・たんの吸引等の実務に関する科目は、医師、看護師等が講師となること。
- ・研修受講者に対し十分な数の講師を確保していること。
- ・研修に必要な器具等を確保していること。
- ・以下の研修に関する事項を定めた「業務規程」を定めること。  
研修の実施場所、実施方法、安全管理体制等
- ・研修の段階ごとに修得の程度を審査すること。(筆記試験及びプロセス評価)
- ・都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告
- ・研修修了者に関する帳簿の作成及び保存 など

### 登録特定行為事業者とは

- 個人であっても、法人であっても、たんの吸引等について業として行うには、登録特定行為事業者であることが必要
- 登録特定行為事業者となるには都道府県知事に、事業所ごとに一定の登録要件(登録基準)を満たしている旨、登録申請を行うことが必要

#### <登録基準(登録特定行為事業者の要件)>

##### ◎医療関係者との連携に関する事項【実際のたんの吸引等の提供場面に関する要件】

- ・たんの吸引の提供についての文書による医師の指示
- ・介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担
- ・緊急時の連絡体制の整備
- ・個々の対象者の状態に応じた、たんの吸引等の内容を記載した「計画書」の作成
- ・たんの吸引等の実施状況を記載した「報告書」の作成と医師への提出
- ・これらの業務の手順等を記載した「業務方法書」の作成

##### ◎安全確保措置など【たんの吸引等を安全に行うための体制整備に関する要件】

- ・医療関係者を含む委員会設置や研修実施などの安全確保のための体制の確保
- ・必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
- ・たんの吸引等の「計画書」の内容についての対象者本人や家族への説明と同意
- ・業務上知り得た秘密の保持 など